

第17回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月13日（木）午後1時55分から午後3時27分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

3. 出席した農業委員（13人）

会長	14番	前川正人	2番	鹿又幸也
委員	1番	佐藤雄一	3番	中和田吉彦
	2番	後藤義昭	4番	小島良金
	5番	館山友美子	6番	瀧澤正一
	7番	小田原正一	8番	坂本雄司
	9番	佐藤吉美	10番	武島竜太
	11番	廣瀬恵美子	12番	
	13番		14番	

4. 欠席した農業委員（0人）

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	新妻暁生
農地係長	門馬優樹
事務局主査	佐藤達也

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について
- (2) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第4号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

議案第5号 目標地図の素案の提出について

議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、委員の皆さんお揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議長 本日は、第17回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第17回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。10月10日、金曜日、総会前に、だより編集委員会を開催、相馬市農業委員会だより第73号の内容について協議を行っております。また、同日、総会後に農業振興委員会を開催し、本日の議案としてご提案していますが相馬市農業委員会として本年度相馬市に提出する「農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について協議を行っております。10月30日、木曜日、本総会に係る議案を配布させていただいております。また、同日農業委員・農地利用最適化推進委員研修会を開催しております。多くの委員の皆様にご参加いただきありがとうございました。さらに研修会後、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催しております。11月6日、木曜日、福島市で県下農業委員会大会が開催され、前川会長・武島職務代理者・佐藤振興委員長・館山だより編集委員が参加いたしました。同大会では各種表彰が行われ、相馬市農業委員会として、情報紙コンクールでは相馬市農業委員会だより第71号が「福島民報社長賞」。また、福島県農業会議からは「全国農業新聞の普及推進活動」に対し表彰を受けました。改めまして、委員の皆様の日頃の活動に対しまして御礼を申し上げます。なお表彰状・盾につきましては、北側後方に掲示しております。さらに同日及び、7日、金曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

9番瀧澤正一委員、10番佐藤吉美委員、ご両名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第4、議事に入ります。本日の付議案件につきましては、お手元の議案書のとおりですが事務局より、議案の追加について申し出がありましたので、その説明を求めます。事務局。

事務局

議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の議案を追加することについて説明いたします。現在1名の欠員があります八幡地区の農地利用最適化推進委員について9月12日から10月20日までの期間、募集を行ったところ1名の応募がありました。応募者については農地利用最適化推進委員候補者選考委員会が先月30日に開催され候補者として選考されておりましたので議案の追加を提案いたします。

議長

お諮りいたします。只今、事務局より説明がありました「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議案第6号として、本日の議案に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を本日の議案に追加いたします。事務局より、追加議案について、配布願います。

次に、報告第1号 報告事項についてを議題といたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号・報告事項について、事務局よりご報告いたします。
(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。去る11月6日、2番、9番、12番委員とともに現地調査を実施いたしました。届出の内容としては、農業用倉庫を建築するものとなっており、完了状況を確認いたしました。なお、届出人は市外に居住しておりますが、以前市内に居住していた際にすでに建築していた農業用倉庫について今回届け出たものとなります。(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は2件の報告を受理いたしました。番号1については、追認による農地転用許可であり許可申請の際に現地調査を行っているため、今回の現地調査は省略しております。番号2については、去る11月7日、1番、5番、13番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施し農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について、今月は6件の届出を受理いたしました。番号1から番号5については、権利の取得事由はいずれも相続によるものとなっております。番号6については、2名の共有地の1名の持ち分が放棄されたことにより、単独所有となったものとなります。なおすべての届出において、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は4件の通知を受理いたしました。番号1の解約の理由については、相馬福島道路に係る工事仮設用地とするためのものとなっております。番号2の解約の理由については、農地法第3条申請に伴う解約となっており、同地は「本総会議案第1号」の番号2に上程されております。番号3および番号4の解約の理由については、耕作者変更によるものとなっております。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。

番号1番について、担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員お願いします。

5 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について1番案件についてご報告いたします。申請人・申請地につきましては議案書記載のとおりです。去る11月10日に地区担当推進委員・譲受人と現地調査を行いましたので報告いたします。権利の設定内容については所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況世帯における従事者等従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人は新規就農ですので不耕作地がないことを現地調査にて確認しております。よって、許可基準第1号及び第4号については要件を満たしております。次に許可基準第2号について譲受人は個人ですので非該当です。許可基準第3号は議案書記載のとおりで該当ありません。次に許可基準第5号について、転貸の事実がないため非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが議案書記載のとおり地域の調和が損なわれるような問題はありません。申請地は譲受人の自宅が近接しており長年にわたり相対で耕作していたが今回、売買となりました。地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当と判断しました。

議 長 続いて、番号2番・3番・4番について、担当委員挙手願います。
8番小田原正一委員お願いします。

議案第1号 2番案件について報告いたします。去る11月6日地区担当推進委員とともに譲受人宅において、農地法第3条許可チェックシートに基づいて聞き取り調査を行いました。権利の移転内容は所有権の移転（売買）です。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査と聞き取り調査にて確認しました。よって、許可基準第1号・第4号は要件を満たしております。次に許可基準第2号については譲受人は個人のため非該当です。許可基準第3号については議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については譲受人に転貸の事実がないため非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和の要件ですが譲受人は長年にわたり、譲渡人と

賃貸契約を交わし耕作を続けています。よって、地域の調和が損なわれるようなことはありません。地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当と判断しました。

続きまして、3番・4番案件ですが、譲受人が同一人物のため一括報告とします。去る11月6日に地区担当推進委員とともに現地にて譲受人に農地法第3条許可シートをもとに聞き取り調査を行いました。権利の移転内容は、所有権の移転（売買）になります。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人は今年、荒廃地にあたるB分類地を耕作可能地に整備しております。不耕作地がないことを現地調査と聞き取り調査にて確認しました。よって、許可基準第1号・第4号は要件を満たしております。次に許可基準第2号については譲受人は個人のため非該当です。許可基準第3号については議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については譲受人に転貸の事実がないため非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和の要件ですが議案書記載の①③の内容により地域の調和が損なわれるようなことはありません。地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号5番について、担当委員挙手願います。9番瀧澤正一委員お願いします。

9番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について5番案件についてご報告いたします。譲渡人・譲受人・申請地は議案書記載のとおりです。去る11月5日、地区担当推進委員とともに現地にて譲受人の聞き取り調査を実施いたしましたので調査担当委員を代表してご報告いたします。権利の設定内容は所有権移転（売買）です。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者、従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人は現地調査にて不耕作地がないことを確認しております。許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号については譲受人は個人のため非該当です。許可基準第3号については議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については譲受人は転貸の事実はありませんでしたので非該当となります。許

可基準第6号については地域の調和要件について議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような場合はありません。なお地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号6番について、担当委員挙手願います。11番坂本雄司委員お願いします。

11番 議案第1号 6番案件についてご報告いたします。譲渡人・譲受人・申請地等につきましては議案書記載のとおりです。去る11月4日に地区担当推進委員とともに、譲受人が現在近くに住んでいないため電話での聞き取り調査と現地調査行いましたので報告いたします。権利の設定内容は所有権の移転（売買）です。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者、従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを聞き取り調査により確認しました。よって許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号について譲受人は個人であるため非該当です。許可基準第3号については議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については譲受人に転貸・質入れの事実がないため非該当です。許可基準第6号については地域の調和要件について議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるようなことはありません。なお地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号7番から14番までについて担当委員挙手願います。12番廣瀬恵美子委員お願いします。

12番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、7番案件から14番案件の合計8件について報告申し上げます。
はじめに、7番案件について報告をいたします。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりです。去る11月2日、地区担当推進委員とともに申請地を現地確認し、譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書のとおりです。譲受人には、

不耕作地がないことを現地調査及び聞き取り調査により確認しました。よって許可基準第1号、全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号、農地所有適格法人要件についてですが、譲受人は個人であるため、非該当です。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてですが、議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号、借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが、議案書記載のとおりであり、地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから、許可相当であると判断いたしました。

続いて、8番案件から14番案件の7件について報告申し上げます。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりです。去る11月6日、2番委員、9番委員、地区担当の大和田推進委員、志賀推進委員、事務局と共に、現地調査を行いましたので、調査結果をご報告申し上げます。権利の設定内容は、営農型太陽光発電設備の設置に伴う、区分地上権の設定（3年間）となっております。区分地上権を設定するための農地法第3条許可については、農地法第3条第2項第1号から第6号まで規定されている許可基準の要件を満たす必要はなく、申請地の耕作者の同意を得ることが許可の要件になります。本案件の審査にあたり、被設定人より申請地の耕作者からの区分地上権の設定に係る同意書の添付を確認しております。また、地区担当の推進委員からは、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当であると判断しました。

議長

続いて、番号15番について担当委員挙手願います。13番武島竜太委員お願いします。

13番

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について15番案件を報告いたします。去る11月4日に地区担当推進委員とともに現地にて譲受人に聞き取り調査を実施いたしましたので結果を報告いたします。申請人、申請地は議案書に記載のとおりです。所有権の移転（売買）になります。申請地は譲受人の宅地と隣接した農地です。譲受人は非農家ですが申請地を処分したい譲渡人の強い要望と譲受人が約20年間にわたり申請地の管理を依頼されて

いたこともあり今回の申請にいたりました。許可基準第1号・2号・3号・5号については譲受人は非農家であり個人であるため該当いたしません。許可基準第4号は、譲受人は25年程前から自宅庭で家庭菜園を営んでおり、ほぼ毎日畑仕事に従事しております。また、管理機・草刈り機等も充実しております問題はないものと考えます。許可基準第6号の地域調和要件も議案書記載のとおり問題ございません。地区担当推進委員からも「意見なし」でした。以上の事から許可相当と判断しました。

議長

次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より補足説明いたします。まず、番号1について、申請地は長年にわたり譲受人が相対により耕作しているところであり、譲受人が農地の取得を希望したことから、申請に至ったものとなります。次に、番号2について補足説明いたします。こちらは、譲渡人が農地の処分を検討していたところ、現在の耕作者である譲受人に売却することとなったものであります。次に、番号3および番号4について補足説明いたします。こちらの申請地は一部B分類の荒廃地であった農地を譲受人が農地に復旧したのち、今回の申請に至ったものであります。次に、番号5について補足説明いたします。こちらは、譲渡人が農地の処分を検討していたところ、隣接地の所有者である譲受人に売却することとなったものであります。なお、譲受人は長年にわたり申請地を管理しておりました。次に、番号6について補足説明いたします。相馬市●●●●出身の譲受人は申請地と隣接する宅地を同時に購入する予定であります。その宅地に現在建っている居宅を取り壊して新居を建築し、そちらに居住しながら耕作する予定となっております。なお、農作業歴については、譲受人の実家が農家でありそちらを手伝っていることによるものとなっております。次に、番号7について補足説明いたします。譲受人は市の道路工事の用地として所有する畑を売却しており、申請地は、そちらの代替地として取得するものとなります。次に、番号15について補足説明いたします。こちらは、譲渡人が農地の処分を検討していたところ、隣接地に居住している譲受人に売却することとなったものであります。なお、農作業歴については、譲受人は自宅敷地内で自家消費野菜を栽培していることによるものとなっております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1～案件4について、議案第1号番号8番～14番と関連があるので、営農型太陽光発電に関する農地転用許可申請であり、1回目の更新となります。はじめに、10月30日に開催した委員研修会の研修資料により、営農型太陽光発電の許可基準について、あらためてご説明いたします。営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去ができる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいいます。そして、同事業を実施するためには、農地法上3種類の許可を得る必要があります。一点目は、農地法3条に基づき、耕作に対する賃貸借権の設定であり、本件においては、令和6年10月11日、第4回農業委員会総会で許可をいただいております。二点目は、農地法3条に基づき、太陽光パネルに対する区分地上権の設定であり、本総会議案第1号で許可をいただいております。三点目は、農地法5条に基づき、支柱に対する賃貸借権の設定（一時転用）であ

り、本議案で審議いただくものです。では、農地法5条に基づく賃貸借権の設定（一時転用）について、要件等を説明いたします。まずは、農林水産省の定めた要件について説明いたします。一時転用許可に当たり、審査項目は次のとおりです。①支柱部分を対象とした転用申請となっているか。本件においては、支柱部分の転用申請となっているため、適切です。②一時転用期間が一定の期間内となっているか。本件においては、3年であるため、適切です。③下部の農地での営農の適切な継続が確実か。本件においては、令和7年8月28日付で福島県相双農林事務所の営農の影響の見込みについての承認を受けております。また、作物の種類によっては転用直後は十分な収量が見込めない場合があります。つまり、作付けから一定期間栽培を行わないと収穫できない場合はやむを得ないものとして考えることとなります。本件においては、令和7年8月末に作物の承認を得ているため、そこから初めて作付けをすることとなり、11月13日現在収穫に至っていないことはやむを得ないものと考えられます。④毎年の栽培実績及び収支の報告が適切におこなわれるか。本件においては、同栽培実績や収支報告について、事務局から今後も提出を求めてまいります。なお、昨年度までは毎年栽培実績及び収支の報告が行われています。⑤農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか。本件においては、福島県相双農林事務所の営農の影響の見込みについての承認を受けているため、適切です。⑥効率的な農業機械等の利用が可能な高さであるか。本件においては、適切です。⑦地域計画の区域内の農地の利用集積等に支障がないとして協議の場での合意が図られているか。本件においては、地域計画の区域外であるため、該当しません。次に、福島県の定めた要件について説明いたします。お配りした議案第2号資料②をご覧ください。福島県営農型太陽光発電設備事務処理要領では、令和6年4月1日より営農型太陽光発電に関する申請書類を受け付けた農業委員会は、福島県の農業振興普及部又は森林林業部に対し、「営農への影響の見込みに関する意見照会」を行うこととなりました。本件においては、令和7年1月29日付で市農業委員会から意見照会を行い、令和7年8月28日付で相双農林事務所農業振興普及部長より、営農への影響の見込みについて、「現時点での特段の不都合な点は見当たらない」旨回答をいただいております。なお、この間、相双農林事務所からの補正指示に対し、譲受人は都度申請書の補正を行っていたことを報告します。案件1につ

いて譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、営農型太陽光発電事業用地としての利用を目的として一時転用するもので一時転用期間は許可の日から36ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（3年間）となります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利については、賃貸借権がありますが、耕作者の同意があることを確認しております。また、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考記載のとおり、経済産業省東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し・東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件2について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、営農型太陽光発電事業用地としての利用を目的として一時転用するもので、一時転用期間は許可の日から36ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（3年間）となります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利については、賃貸借権がありますが、耕作者の同意があることを確認しております。また、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考記載のとおり、経済産業省東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し・東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件3について、22ページです。譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、営農型太陽光発電事業用地としての利用を目的として一時転用するもので、一時転用期間は許可の日から36ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（3年間）となります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利については、賃貸借権がありますが、耕作者の同意があることを確認しております。また、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考記載のとおり、経済産業省東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し・東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件4について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案

書に記載のとおりです。転用後の用途は、営農型太陽光発電事業用地としての利用を目的として一時転用するもので、一時転用期間は許可の日から 36 ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（3年間）となります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利については、賃貸借権がありますが、耕作者の同意があることを確認しております。また、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考記載のとおり、経済産業省東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し・東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。そのほか、申請地東側に隣接する不耕作地内に個人所有の土側溝があり、同土側溝への排水同意を取得済みです。書類審査の結果は各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件 5 について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、一般住宅用地です。また、譲受人は、実家のある相馬市に転居し、家族とともに新たに住居を建設し、移り住む予定です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から 12 ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件 6 について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、一般住宅用地です。また、譲受人は、譲渡人の子に当たり、現在、居住するアパートが手狭となつたため、家族とともに新たに住宅を建設し、移り住む予定です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（贈与）です。工事期間は、許可の日から 6 カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考記載のあるとおり、道路法第 24 条許可済み（相馬市）・相馬農業振興地域整備計画変更承認済み（相馬市）を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件 7 について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から 7 カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりで

あり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件8について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、地上権の設定です。工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番から4番までについて担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員お願いします。

2番 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、報告案件番号1番から4番まで順次報告いたします。11月6日、9番委員・12番委員地区担当推進委員2名・事務局2名とともに現地調査を行いましたので調査担当委員を代表して結果を報告いたします。最初に1番案件について、譲受人・譲渡人・申請地は議案書記載のとおりです。許可基準第1号、立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地です。しかし、この案件は営農型太陽光発電事業用地としての利用を目的としてものであり、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用（3年以内）に供する一時転用の為、不許可の例外事業に該当します。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しません。以上の事から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号及び許可基準第5号は、議案書に記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。次に、2番案件です。譲受人・譲渡人・申請地は議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は農業振興地区内の農用地です。しかし、この案件は営農型太陽光発電事業用地としての利用を目的としたものであり、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用

(3年以内)に供する「一時転用」のため不許可の例外事業に該当します。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しません。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号及び許可基準第5号は議案書記載のとおりの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。次に、3番案件です。譲受人・譲渡人・申請地は議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地です。しかし、この案件は営農型太陽光発電事業用地としての利用を目的としたものであり、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用(3年以内)に供する「一時転用」のため不許可の例外事業に該当します。許可基準第2号は第2種農地ではないため該当しません。以上の事から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号及び許可基準第5号は、議案書記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。最後に4番案件です。譲受人・譲渡人・申請地は議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地です。しかし、この案件は営農型太陽光発電事業用地としての利用を目的としたものであり、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用(3年以内)に供する「一時転用」のため不許可の例外事業に該当します。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しません。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号及び許可基準第5号は議案書記載のとおりの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号5番について担当委員挙手願います。13番武島竜太委員お願いします。

13番 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について5番案件を報告いたします。去る11月7日、1番委員・5番委員・地

区担当推進委員・事務局とともに現地調査を行いましたので結果を報告いたします。申請人・申請地は議案書記載のとおりです。権利の移転設定内容は所有権の移転（売買）です。一般住宅用地としての転用申請です。許可基準第1号の立地基準、申請地は第1種住居地域内にある農地ですので第3種農地に該当いたしますので立地基準は満たしております。許可基準第2号は該当いたしません。許可基準第4号は議案書記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議長 続いて、番号6番について担当委員挙手願います。9番瀧澤正一委員お願いします。

9番 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について6番案です。11月6日、2番委員・12番委員・地区担当推進委員・事務局2名と現地調査を行いました。調査担当委員を代表してご報告いたします。譲受人・譲渡人及び申請地は議案書記載のとおりです。本件は一般住宅用地としての利用目的とした所有権移転（贈与）に対する許可申請です。許可基準第1号の立地基準について申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地です。許可基準第2号は第2種農地でないため該当しませんが代替地の検討結果もあり妥当と判断いたしました。以上の事から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は議案書記載の対策で周辺農地への影響・支障はないと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議長 続いて、番号7番について担当委員挙手願います。1番佐藤雄一委員お願いします。

1番 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について7番案件を報告いたします。去る11月7日、5番委員・13番委員・地区担当の推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。申請人・申請地は議案書

記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について申請地は概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にあるその他の農地なので第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は代替地の検討もしたが、そこしかなかったということで不可能です。許可基準は満たしていると判断いたしました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は議案書に記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議長 続いて、番号8番について担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員お願いします。

5番 8番案件について報告いたします。申請人・申請地については議案書に記載のとおりです。去る11月7日、1番委員・13番委員・地区担当の推進委員・事務局とともに現地調査を行いましたので結果を報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は周りがメガソーラーの真ん中・工業地内にあるということで第3種農地に該当しますので立地基準は満たしております。従って許可基準第2号は該当しません。続いて許可基準第4号議案書に記載の対策で周辺農地への支障・影響はないと判断しました。地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 次に、討論に入ります。ご発言願います。

5番 営農型太陽光発電事設備関係事務処理要項の第6(5)で農産物等、適当と認められる方法で確認し営農者等を指導することに対しての時期を1年間隔で確認してはどうか。

事務局 毎年、報告を受けて確認しています。

議長 他に、ございませんか。

(「なし。」との声)

議長 採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号58番までの58件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしております。こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。番号1番から34番までについて担当委員挙手願います。9番瀧澤正一委員お願いします。

9番 議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について11月6日に2番委員・12番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。詳細につきましては、参考資料に記載のと

おりです。1番から12番は非農地（原野）13番から17番は非農地（山林）18番から19番は非農地（原野）20番から22番は非農地（山林）23番から24番は非農地（原野）25番から34番は非農地（山林）と判断いたしました。

議長 続いて、35番から58番までについて担当委員挙手願います。
1番佐藤雄一委員お願いします。

1番 議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る11月7日、13番委員・5番委員・事務局2名と玉野地区の農業委員ともに現地調査を行いました。調査結果を代表して報告いたします。番号35番から58番まで現況はすべて非農地（山林）と判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 次に、討論に入ります。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり非農地と判断することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」との声）

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第4号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）についてを議題といたします。農業振興委員会委員長より説明願います。佐藤雄一委員長お願いします。

委員長 次に、議案第4号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、ご説明します。去る9月10日及び10月10日

の総会終了後に農業振興委員会を開催し、各委員から提出いただきました計10件の意見について協議を行い、3項目7点の農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）として取りまとめたのでご覧いただきたいと思います。なお詳細につきましては事務局より補足説明をお願いします。

議長 続いて、事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 只今、振興委員長より説明いただいたとおり委員の皆様からの、ご意見について9月及び10月の振興委員会において内容を協議し各項目ごとに集約し文言の整理をしました。すでに提出した意見書と、市からの回答を踏まえ農業振興地域計画の見直しを追加いたしまして、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）」として取りまとめました。意見書を読み上げます。

農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）本市の農業振興には、日頃から積極的に取り組まれるとともに、当農業委員会の活動につきましても、格別なるご理解とご支援を賜り、心から感謝を申し上げます。さて、農業をめぐる国内の情勢は、昨年より米価の高騰が全国的に大きな問題となる中、消費者は低い価格の米を求めておりますが、生産者は、依然として、肥料、飼料、生産資材費などの高騰による生産コストの負担や、近年の温暖化への対処など、深刻な状況になっております。また、本市の農業・農村を取り巻く状況は、農業者の高齢化、後継者や新規就農者の不足、さらに耕作放棄地の増加など、厳しさは一層深まっています。当農業委員会としても、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」を図るために活動しておりますが、農業者の自助努力だけでは解決できない課題も山積しており、地域の農業を守り、優良な農地を次世代へ引継ぐためには、市においても、引き続き積極的な施策や支援を講じる必要があると考えます。つきましては、本市農業の発展と農地等の利用の最適化を推進するため、以下の事項を、新年度の施策の立案や予算編成に反映いただき、また、国・県等関係機関へ働きかけを行っていただきますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見書を提出いたします。

1 農地を取り巻く環境の整備

農地を取り巻く状況は、少子高齢化による担い手不足や遊休農地の増加、有害鳥獣被害などによって、農業者のみで維持することが非常に困難となっており、鳥獣被害への対策、水源や水路などの維持管理に関して、行政からの支援策が求められています。また、中山間区域での耕作や管理が困難な場所では、耕作放棄地が増えてきており、耕作困難地域にかかる農業振興地域計画の見直しが求められています。

① 有害鳥獣対策について

イノシシ・サルなどによる農地への被害は深刻で、これまで電気柵設置への補助や、追い払い用の花火の配布、市鳥獣被害対策実施隊の活動などに取り組みいただいておりますが、その効果は限定されております。そこで、実施隊が十分に活動できるような処遇改善を図ったうえで、駆除活動の定期化・回数の増加、新たな追い払い手法の導入、さらにワイヤーメッシュ柵の設置などの支援策を講じていただきたい。

② 水源・水路の維持管理

農業に必要な水について、中山間区域での水不足や水路内の大きな樹木の伐採等の維持管理が問題となっております。農家の自助努力だけでは対応が難しいため、専門業者へ委託できるよう「多面的機能支払交付金」における委託の制限の緩和や手続きの簡素化・柔軟化、及び水源確保のための新たな支援策を講じていただきたい。

③ 農業振興地域計画の見直し

令和7年6月に改正された国の「農業振興地域制度に関するガイドライン」を踏まえ、市としても、改正スケジュールを明示するなど、速やかな農業振興地域計画の見直しを進めていただきたい。

2 農業経営の安定化に対する支援策

米価の高騰が社会問題となるなか、米価格の安定化を図るために、生産者負担の減少と経営の安定など、安心して農業を営むためのセーフティーネットの形成が必要です。そのため、肥料、飼料、生産資材費などの高騰への支援策と、スマート農業の導入のための支援策が求められています。

① 物価高騰への対応

肥料、飼料、生産資材費などの高騰が農業経営に深刻な影響を与えています。物価高騰への支援策として、「農業者物価高騰支援事業」の継続・拡充を国へ働きかけていただきたい。

② スマート農業のための機材導入支援

ドローンなどを活用し、省力化・効率化されたスマート農業への期待が高まっていますが、高額な初期費用が導入を阻んでおります。国や県の補助に加え、市としても支援を追加することで、相馬市の農業の省力化・効率化を図っていただきたい。

3 次世代の担い手の育成

農家の後継者不足が深刻な課題となっています。そのため、農業への興味喚起や具体的な将来像を示すこと、また、幅広い世代への継続的なアプローチやマッチングが求められています。さらに、新規就農者が安定した経営を実現できるよう、技術指導や財政支援を充実させ、独り立ちを後押しする施策が求められています。

①後継者の確保

後継者の育成・確保のため、子どものころから農業の魅力を伝え、進路選択時には、職業としての農業を具体的にイメージできるような取り組みをしていただきたい。また、新卒者や相馬市での就職希望者に対しての情報提供や支援体制を充実させ、農業への参入を後押しする環境整備を構築していただきたい。

②新規就農者への支援

新規就農者が技術や経営面での不安を解消し、安定して独り立ちできるよう、支援環境の整備が必要です。具体的には、栽培技術を学ぶ講習や研修の充実、相談体制の確立や、経営安定のための補助金などの財政的支援について、国・県の取組に加え、市としても支援を追加し、相馬市で安心して農業に取り組める環境を構築していただきたい。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）については、原案のとおり、決せられました。

次に、議案第5号 目標地図の素案の提出についてを議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号 目標地図の素案の提出について説明します。現行の地域計画について更新を行うため来月座談会を予定しています山上地区・玉野地区におきまして目標地図の素案について農業委員会から相馬市へ提出するものです。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 次に、討論に入ります。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」との声）

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 目標地図の素案の提出については、原案のとおり、決せられました。

次に、議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、現在1名の空席となっています八幡地区の農地利用最適化推進委員について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、荒日出生氏を委嘱することを提案するものでございます。

荒日出生氏は八幡地区の3人の連名での推薦を受け、先月30日に開催された農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の候補者

として選考されております。これらの内容を踏まえまして荒日出生氏を八幡地区の農地利用最適化推進委員として委嘱することを提案するものでございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。荒日出生氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱については原案のとおり決定されました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。

本日、決定した事の取扱いについては議長に一任願いたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。

以上をもちまして、第17回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 9番 瀧澤 正一

議事録署名委員 10番 佐藤 吉美